



## 社会人インターンシップをどう活用するか

副業・兼業を認めたり、ギガワーカーやフリーランスで働く人を多用したり、企業の間でも柔軟な働き方を受け入れる動きが広がっています。そのような背景のもと、「社会人インターンシップ」を戦略的に活用する企業が増えています。今回は、社会人インターンシップを企業としてどう考えるかをまとめます。

### ◆社会人インターンシップとは

インターンシップというと、学生向けをイメージされると思います。しかし最近では既に本職を持っている方や、複数の職を持つ既卒の人材を対象にした社会人インターンシップを受け入れる企業が増えています。社会人向けの場合は、給与を発生させることがほとんどです。勤務時間は、平日に本業を持っている人も多いため、平日の時間外や土日、テレワーク等で人材を募集しているケースもあります。期間も1日から数カ月、夏期（冬期）休暇中等、柔軟に設定しているケースが多いようです。職種も、企画、マーケティング、新事業立上げ、ディレクター、デザイナー、ライター等多岐にわたります。

### ◆企業目的

企業側の目的としては、優秀な人材の確保や雇用のミスマッチ予防など、雇用調整的に活用する場合のほか、イノベーションの創出や新事業の宣伝といった戦略的な使い方をする場合もあります。

### ◆働き手の目的

働き手にとってみても、本職の傍ら新キャリア形成をする準備、興味のある分野への職業体験、人脈拡大、刺激や収入の獲得といったメリットが多いのが特徴です。

### ◆社会人インターンシップの導入を考える場合

仕事は検索して探す時代です。インターンシップも多分に漏れず、専用の求人サイトが多数存在します。まずはそれらを研究することから始めてもよいでしょう。そして、有期雇用や短時間雇用、アルバイトとどう違いを出すか、また、給与や各種届出規定等をどう設定するか、そして特に、求人・募集をどこでするか……自社に合わせた、戦略的なインターンシップ制度を活用するとよいでしょう。

#### 編集後記

2019年も残すところあと僅かとなりました。国内では年号が令和に変わり、消費税が10%となり、各地で台風による甚大な被害が発生する等、近年稀にみる激動の年でした。労務管理の視点で考えさせられるニュースもいくつかありました。来年6月1日から施行（中小企業は2022年4月1日より）パワハラ防止法などもその一つ。事業主や人事労務担当者にとって大きな課題となりますが、何から着手すればいいのか、という不安もお有りかと思えます。弊社では来年、パワハラ対策法制化に関するセミナーを実施する予定です。法律の内容を把握した上で、職場環境の改善、上司と部下、同僚とのコミュニケーションの有り方等安心して学んでいただける内容を準備中です。時代の変化とともに取り組むべき課題も変わります。来年もそうした課題を皆様と共に考えてまいります。2020年もどうぞよろしくお願い致します。

## TOPICS 年末の風物詩「職場の大掃除」 実は義務だとご存じでしたか？

### ◆大掃除は会社の義務とされている

仕事納めの日には社内の大掃除をする、という会社は多いのではないのでしょうか。忙しい部署からは、「ただでさえ年末はやることが多いのに、掃除に割く時間もったいない」とか、「掃除は仕事じゃないのに…」などとボヤク声も聞こえてきそうですね。

しかし、実は、会社の大掃除を行うことは、法律にも定められた義務であり、立派な仕事の1つなのです。具体的には、**労働安全衛生規則第619条**に、「事業者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。」として、「日常行う清掃のほか、大掃除を、6月以内ごとに1回、定期に、統一的去ることに」が定められています（第1項）。

### ◆職場の清潔保持は労働者の義務でもある

一方、労働者にも、「作業場の清潔に注意し、廃棄物を定められた場所以外の場所にすてないようにしなければならない」ことが義務付けられています（**同規則第620条**）。職場環境を清潔に保つことは、会社にとっても労働者にとっても、必要不可欠なこととされているのです。

### ◆義務付けのねらいを理解して積極的に大掃除に取り組もう

このような義務付けがなされているのは、労働者を守るためです。オフィス内が整理・整頓されていなければ事故も起こりやすくなりますし、不衛生な環境は病気の原因ともなります。安心して働くことのできる職場環境を維持するためにも、定期的で大掃除を行って職場の清潔を保持することが大切です。

また、職場環境をきれいに保つことは、仕事の効率化やストレスの軽減にも効果があるとされています。

「労働者が働きやすい環境をつくるため」という意義を明確にして、来たる年末、職場みんなで積極的に大掃除に取り組む機運を醸成しましょう。

**お知らせ**：厚生労働省から「労働時間の考え方」に関するリーフレットが公表されました。今般のHarmony通信に同封します。ご覧ください。会社の考え方の整理、疑問等はHarmonyまで！！

## Harmony通信 2019.12

#発行：2019年12月10日

#編集・構成：合同会社Melody



Harmony 司法書士行政書士事務所

Harmony 社会保険労務士事務所



合同会社Harmony

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

